

官報

号外 昭和五十三年三月二日

○第八十四回国 衆議院会議録 第十号

昭和五十三年三月二日(木曜日)

議事日程 第九号

昭和五十三年三月二日

正午開議

- 第一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(案第八十二回国会、内閣提出)
- 第二 沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員森山欽司君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

永年在職の故議員川崎秀二君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(案第八十二回国会、内閣提出)

日程第二 沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時十四分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件
○議長(保利茂君) お諮りいたします。本院議員として在職二十五年に達されました森山欽司君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。表彰文を朗読いたします。

議員森山欽司君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する
〔拍手〕
この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(保利茂君) この際、森山欽司君から発言を求められております。これを許します。森山欽司君。
〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 このたび、永年在職議員として院議をもつて表彰の御決議をいただきましたこと

は、身に余る光榮であります。思えば、私たちの年代の者は太平洋戦争の犠牲となること最も大きく、あの戦争でたくさんの方を失いました。命長らえた私は、若くして散った友人たちの分まで働かねばならない責務があると痛感いたしました。

そして、あの惨たんたる敗戦の大混乱から祖国を再建しなければという一途な気持ち、いまから思いますが、青年の客気とも言うべきものに駆られて、あえて政治の世界に飛び込みました。以来、戦後、政治の幾変化に遭遇し、また、私自身も山あり谷あり、紆余曲折を経て今日に至りました。

在職二十五年の本日を迎え、感無量であります。これひとえに、先輩、同僚議員各位を初め、友人知己の御厚情、御鞭撻のたまものであります。また、この光榮と喜びは、栃木県選挙区の方々、特に無名の一青年であった私を育て、終始一貫支持し、苦楽をともにした同志多数の諸君とともに分かつべきものでありまして、心から感謝の意を表する次第であります。(拍手)

私は、本年が自分の在職二十五年に近いことは漠然とは感じていましたが、それがこの三月であるということは、昨年の暮れ、民主党以来の先輩である川崎秀二先生に何って、改めて承知をいたしました。

私も川崎先生と同時に表彰を受けるはずであるということであり、特に、先生は、先代川崎克先生とともに、衆議院においては例の少ない親子二代の表彰であることをひそかな喜びとして、誇りとしておられました。

また、先生は、関係資料を克明に調べられており、明治以来、代議士と名のつく者は累計一万四千六百八十七人、重複する者を除く実人員は五千八百八十四人おり、そのうち永年在職議員の表彰を受ける者は、川崎先生で百七十人目、私が百七十一人目であるということでありました。

そして、今日のことを大変望まれ、すでに謝辞の草稿を初め、「憲政に光を掲げた人々」という記念出版まで準備しておられました。

その今日を待たず、川崎先生は、去る二月二十二日、卒然として逝去されたのであります。先例によれば、日数が六日間不足ということでした。さぞ残念であられたらうと、その御心中をお察ししておりましたところ、本日、本院において特別の御配慮をいただけるということになりました。

はからずも、私だけがこのような謝辞を申し上げる立場になりましたので、順序が先後してはなはだ恐縮であり、また僭越ではありますが、御遺族のお気持ちを体して、あえてこの機会に、故川崎代議士にかわり、厚く御礼を申し上げます。(拍手)

二十五年を目前に亡くなった川崎先生のことを思いましても、私は、健康にてこの日を迎え、元気に働くことができるありがたさをしみじみと感じます。そして、この内外ともに多事多難な時期に、この榮譽を与えられた者の使命の重大さを思うのであります。

今後、一層精勵して、国民の負託にこたえるため、最善の努力を尽くす所存であることを申し述べ、お礼の言葉といたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(保利茂君) お諮りいたします。議員川崎秀二君は、去る二月二十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえまありません。
川崎秀二君は、本院議員としてすでに在職二十四年十一月に達しておられました。この際、議院運営委員会の決定に基づき、同君に対し、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

昭和五十三年三月二日 衆議院會議録第十号 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。(拍手)
表彰文を朗読いたします。

故議員川崎秀二君は衆議院議員に当選すること十一回在職二十四年十一月に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

日程第一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(第八十二回国会、内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。運輸委員長増岡博之君。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔増岡博之君登壇〕

○増岡博之君 ただいま議題となりました特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、おおむね十年後において、その周辺の広範囲な地域にわたり、航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められる空港を、政令で特定空港として指定し、この指定があったときは、特定空港の設置者は、おおむね十年後に

おける航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びその騒音の程度等を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、航空機騒音対策基本方針を定めるべきことを要請しなければならないこととしたしております。

第二に、都道府県知事は、右の要請があったときは、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、関係市町村長、関係住民等の意見を聞き、運輸大臣及び建設大臣の同意を得て、航空機騒音対策基本方針を定め、これに基づき、特定空港の周辺で都市計画区域内の地域において、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができることとしたしております。

第三に、航空機騒音障害防止地区内において住宅等を建築する場合には、防音構造としなければならぬこととし、また、航空機騒音障害防止特別地区内においては、都道府県知事が許可した場合を除き、住宅等の建築をしてはならないこととしたしております。

第四に、このような航空機騒音障害防止特別地区内における住宅等の建築の禁止により通常生ずべき損失は、特定空港の設置者が補償しなければならぬこととするともに、土地の利用に著しい支障を来すこととなる場合は、当該土地の所有者の申し出により、当該土地を時価で買入れるものといたしてあり、また、航空機騒音障害防止特別地区に現に所在している住宅等については、特定空港の設置者は、移転希望者に対し、移転補償及び土地の買入れを行うことができることとしております。

第五に、国である特定空港の設置者が買入れた土地を、地方公共団体が公園、広場等に利用するときは、無償で使用させることができることとするともに、国は、地方公共団体が航空機騒音対策基本方針に適合し、かつ、航空機騒音による障害の防止に資する施設の整備を行うときは、そ

の整備に要する経費の一部を補助することができることとしたしております。

○議長(保利茂君) 採決いたします。
本案は、第八十二回国会の昨年十月十四日に提出され、今国会に継続審査となつたものでありまして、昨年十一月一日政府から提案理由の説明を聴取し、自來、建設委員会、公害対策並びに環境保全特別委員会と連合審査会を開き、また、参考人から意見を聴取する等、六回にわたつて慎重に審査を重ね、今国会におきましても、二月二十八日質疑をいたしましたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくして、二月二十八日質疑を終了し、次いで、原案附則中の本法律案の法律番号に関する公布年がすでに経過していることに伴い、公布年を改める自由民主党、公明党・国民会議、民社党、新自由クラブの四党共同提案の修正案が提出され、その趣旨の説明を聴取し、日本社会党の渡辺芳男君、日本共産党・革新共同の小林政子君からそれぞれ反対の討論があつた後、採決の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、特定空港周辺の航空機騒音対策等のための関係住民を含む協議会の設置及び先住者の住宅の改築等による防音工事に係る経済的負担に対する助成について、五党共同提案に係る附帯決議が全会一致をもって付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長竹本孫一君。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹本孫一君登壇〕

○竹本孫一君 ただいま議題となりました沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫の機能の拡充を図ろうとするものでありまして、その主なる内容は次のとおりであります。

すなわち、第一には、本公庫に従来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与することであり、

第二には、出資機能及び債務保証機能を付与することに伴い、公庫の経営の健全性を確保するため、出資及び債務保証をすることができる限度を設けることであり、

第三には、出資及び債務保証に関する業務の方法を業務方法書に定めること、及び以上の改正に伴つて、公庫の予算及び決算に関する法律についても所要の改正を行うこととしております。

本案は、去る二月十六日日本委員会に付託され、翌十七日稲村沖繩開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を進めてまいりましたところ、去る二月二十八日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきも

のと決した次第であります。
なお、本案に対し、全会一致の附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(保利茂君) 内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法案について、趣旨の説明を求めます。

通商産業大臣河本敏夫君。
〔國務大臣河本敏夫君登壇〕

○國務大臣(河本敏夫君) 特定不況産業安定臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

わが国経済の現状は、長期にわたる内需不振に加え、昨年後半以降の急激かつ大幅な円高により産業全体が深刻な打撃を受け、企業体力の低下と雇用不安の深刻化が危惧されております。

とりわけ、原燃料価格の上昇、安定成長への移行に伴う需要の長期低迷等、構造的要因によって著しい過剰設備を抱えるに至っているいわゆる構造不況産業は、その不況が一層長期化し、かつ深刻化しております。

このような事態を放置すれば、構造不況産業に属する企業の存続を困難にし、雇用不安を生じるなど重大な社会的、経済的混乱を引き起こすおそれがあります。

こうした事態を回避するためには、一般的な景気拡大策あるいは従来から講じてまいりました短

期の生産・価格調整等の対策のみでは不十分であります。構造不況産業につきましては、その不況事態を招いている共通かつ基本的な原因である過剰設備についてその処理を促進し、構造改善を進めることが現下の急務となっております。

本法案は、このような状況にかんがみ、構造不況産業種について、その実態に即した基本計画を策定し、事業者の自主的な努力を前提としながら、過剰設備の処理の促進等のための措置を講ずることによって、構造不況産業種の不況の克服と経営の安定を図ることを目的として立案されたものであります。

次に、この法案の概要について御説明をいたします。

第一は、本法による措置の対象となる業種の指定についてであります。

本法においては、まず、対象候補業種を、平電、船舶製造業及び著しい過剰設備に起因する長期の不況を過剰設備の処理等によって克服することが国民経済の健全な発展を図るため必要な業種として、関係審議会の意見を聞いて、この法律の施行の日から一年以内の政令で指定する業種に限定しております。次いで、これらの対象候補業種の中から大部分の事業者の申し出があったものを特定不況産業として政令で指定し、この法律による措置の対象とすることとしております。

第二は、安定基本計画の作成についてであります。主務大臣は、特定不況産業ごとに、関係審議会の意見を聞いて、不況の克服と安定を図るための安定基本計画を作成することとしております。安定基本計画には、過剰設備の処理目標、設備の新増設の制限、事業転換等、不況の克服と安定を図るための基本的な事項を定めるものとしております。

第三は、過剰設備の処理及び設備の新増設の制限についてであります。本法におきましては、安定基本計画に定める過剰設備の処理その他の措置については、事業者が自主的に行うよう努めることを要請しております。しかしながら、事業者の自主的な努力のみをもってしては安定基本計画が円滑に実施されない場合で特に必要と認められるときには、主務大臣は、関係審議会の意見を聞いて、過剰設備の処理及び設備の新増設の制限についての共同行為の実施を指示できるものとし、その指示に従った共同行為は独占禁止法の適用を除外することとしております。主務大臣がこの共同行為の実施を指示しようとするときは、公正取引委員会の同意を必要とすることとしており、また、公正取引委員会はその共同行為の内容が一定の要件に適合しなくなったと認めるときは、主務大臣に指示の変更等を求めることができることとしております。

また、本法におきましては、最近の厳しい雇用情勢にかんがみ、安定基本計画に従って実施される過剰設備の処理その他の措置に関し、事業者はその雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定に配慮すべきこととするものとし、国等は失業の予防その他雇用の安定等を図るため必要な措置を講ずるよう努めるべきこととしております。

第四は、特定不況産業信用基金についてであります。特定不況産業信用基金は、本法に基づき、産業または金融に関し学識を有する者が発起人となり、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて設立されるものであります。

この基金は、特定不況産業における計画的な過剰設備の処理を促進するため、安定基本計画に従って実施される過剰設備の処理のため必要となる資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にするものであり、その債務保証の原資は、日本開発銀行の出資及び民間の出資または出捐によるものとしております。

以上が本法案の概要であります。本法は、構造不況産業種の不況の克服と安定を図るため必要な期間を勘案し、昭和五十八年六月三十日までで廃止するものとしております。

本法に基づくこれらの施策は、構造不況産業の不況の克服と安定に欠くべからざるものであり、構造不況産業種をめぐり事態の重大性及びその対策の緊急性にかんがみまして、ぜひとも早急に本法案の制定を図ることが必要であると信ずる次第であります。

以上が本法案の趣旨でございます。(拍手)

特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○後藤茂君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案されました特定不況産業安定臨時措置法案について、総理並びに関係各大臣に質問をいたしたいと思います。

総理は、かつて石油危機後わが国経済を全治三年の重症と診断をいたしました。さらに、昨年は、梅雨空の向こうに青空が広がると言い、また、今国会の施政方針演説でも、七〇％経済成長の実現に全力を傾けることによつて、日本経済の五年越しの長いトンネルも出口がはつきりすると述べております。

これらを結果として見ますと、その場その場を糊塗するための場当たり発言であったと言わざるを得ないし、本法律案もまさにそのたぐいではないかとの疑念を持たれるのであります。

総理、本法律案は七〇％成長実現とは逆行するものではありませんか。望ましい構造転換の方向をかえってゆがめる危険性ははらんではいないでしょうか。福田総理の基本的な考えを、まず冒頭

特定不況産業安定臨時措置法案についての河本通商産業大臣の趣旨説明 特定不況産業安定臨時措置法案の趣旨説明に対する後藤茂君の質疑

にお聞きしておきたいと思ひます。

いま私たちの周囲は、不況打開の大会唱に取り囲まれております。その対策を急ぐことももちろんですが、この大会唱に心を奪われて、マクロの視点を忘れたならば、まさに角をためて牛を殺すことになりま。

ところが、政府の見通しや策定する計画は、最近の天気予報よりも当たりが悪いばかりか、マクロにとらえる座標軸が不確かなために、かえって混乱を深めているのが実態ではありませんか。

「多くの分野で、実態がどのように展開していくか予断を許さない。いわば不確実性に満ちた状況にある」と指摘してゐるのであります。

しかも、内に高度成長政策の矛盾を吹き出させ、外に国際経済の激しい変化にさらされながら、自由経済の枠を崩さずに、産業構造の安定基本計画が立てられると総理は本気で考えておられるか、お伺いしたいのであります。

御承知のように、本法律案は、恒久施策と緊急施策が整理されないうまま、せつかに処理をされております。そのため、本法律案は基本的性格をあいまいにしてしまいました。

総理、構造不況は決して偶発的なものではないでしょう。政府も企業も高度成長に踊り狂った結果の過剰蓄積であることは周知の事実であります。世界的不況はこの過剰蓄積を衝動的に顕在化させました。内需の停滞と過剰資本圧力による輸出急増は、円高となって、この矛盾をより増幅させたのであります。

とするならば、構造不況対策は、基本的には今日の経済体制、産業構造の転換にまで手をつけなければならぬ性格のものであります。もしそこまで踏み込めないならば、今日とるべき対策は、急激な摩擦を回避ないし緩和するための緊急避難立法でなければならぬのではないのでしょうか。総理は、この法律案でいずれの考えを貫こうとしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

私は、同様の質問を角度を変えて通産大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

大臣も御承知のように、戦後三十数年間、政府は産業政策の目標を掲げてまいりました。昭和二十年代の自立経済の達成、三十年代の重化学工業化、そして四十年代の産業構造の知識集約化等がそれでありま。かくて、量の上では、欧米に追いつき追い越した経済大国が現実のものとなりました。

さて、現在はどうか。福田総理の言葉をかりれば、わが日本丸は羅針盤のない航海を続け、次の政策目標すら定め得ないままさまよっているのはありませんか。このことは、経済人でもある通産大臣が最もよく御存じのところではないでしょうか。大臣はこの段階でどのような産業政策目標をお持ちか、ぜひお伺いしておきたいのであります。

私がこのことを繰り返したたしておきたいのは、本法で言う「国民経済の健全な発展に資する」産業構造とは一体いかなるものであるかを知りたいからです。本法律案を提出された以上、それは関係審議会に聞いてからだというものではありま。もし将来の産業構造について展望がないとすれば、行き当たりばったりで、かえって不安と混乱を招くだけでありま。この法律にうっかり乗るわけにはいかなないぞ、こういう警戒する見解が多くなつてきてゐる現実を通産大臣はどう理解されておられるのか、お聞きをしたいのであります。

構造不況といつても、一律ではありません。一時不況業種と言われたセメントを初め小棒や合板も需給好転の兆しを見せ始めております。もちろん、過剰設備の実態は変わらないでしょう。しかし、目標の定かでない船に乗るよりは当面の市況に目を奪われるのが個々の企業の姿であります。本法律案はこのような動きにどういう役割りを果たすことができるのか、また、限界企業を温存し、健全な企業の活力を阻害するおそれがないか

どうか、国民は注目をしているのであります。

本来、不況産業対策といつても、企業の自己責任にかかわる問題です。不況対策に名をかりて、本法が企業や金融機関の責任をあいまいにしてはならないと思ひますが、通産大臣の率直な見解をお聞きしたいと思います。

次に、ここでぜひはっきりさせておきたい問題があります。それは国際経済とのかかわり合ひであります。

本法律案で言う安定基本計画の前提となる需給想定は、国内需要のみで立てられるはずはありません。必ず国際経済動向が問題となります。また、需給想定は価格との関数を抜きにして考えられぬことも常識であります。とすれば、どの程度の対ドル為替相場水準を想定して安定計画を立てようとするのか、通産大臣の腹づもりを明らかにしてもらいたいのであります。

さらに、輸入規制と併存させるのかどうか、海外諸国との相互依存、協力関係のもとにおける新たな国際貿易秩序が求められておられますが、これとどう関連させるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

次に、私は、独禁政策と産業政策との関連について質問をしたいと思ひます。本法律案は、指示カルテルと債務保証によって過剰設備の処理を図ろうという内容になっております。しかも、企業間の合意が得られない場合、国が処理目標、方法、期間、場合によっては割り振り基準まで示して、事実上強制することになるわけでありま。

ところが、本法律案を見ますと、債務保証を別とすれば、産業構造審議会を活用をし、独禁法の不況カルテルの運用で対応できるのではないかと読めるのですが、通産大臣、行政の指導ではどうしてもだめだという理由をここに明らかにしていただきたいと思います。

最近、欧米先進国でも共通の現象として独禁政策は強められる傾向にあります。わが国でも昨年、強化の法改正がなされたことは御承知のとおりであります。このことは、独占の弊害規制とともに競争市場秩序を回復させる中で、この転換期に対応する企業の活力を引き出そうとしたからであります。公正取引委員長、独禁法の不況カルテルによって設備廃棄すること、本法の指示カルテルによって設備廃棄すること、公正取引委員会が同意すること、質的にどう違うのであります。国の産業政策の中で、その位置づけの相違をどう把握しているのか。なぜ別の法律が必要と考えるのか。カルテル政策の統一性と関連をいたしまして、公正取引委員長の明確なお答えをいただきたいと思います。

最後に、私は雇用の問題についてお尋ねをいたします。

本法律案が提案された背景には、構造的な不況という現実認識がありますが、この非常事態というものは、ひとり企業だけの問題ではなく、それ以上に、勤労者にとってはもっと深刻な非常事態であることを看過することはできません。国民経済上の必要から企業に対して強力な行政施策が講ぜられるというならば、それと同等の比重をもつて、勤労者に対しても雇用の安定の措置がとられて当然でありま。

労働大臣、勤労者のことを考えない政治があつてよろしいのでしょうか。企業における政策と労働における政策は対等でないならばならないのであります。このことは国が各種政策を樹立する原典でありますし、この基本的な原典に立たないでどうして国民経済と国民生活の安定について将来の展望が望めるでありま。本法律案のように、企業に対する行政施策によって合法的に職が奪われることもやむを得ない、あとは離職者対策臨時措置法を受けざらとする、と云うに至っては、雇用の安定施策はないに等しいと言わざるを得ないのであります。(拍手)

労働大臣、不況産業対策の最重要課題は雇用の安定です。第一条目的にこのことを明記せずして、何で労働大臣の責任が果たされるのでありましようか。指示カルテルでも同様です。雇用の安定は、単なる消極的要件にされているではありませんか。

本法律案の雇用安定等に関する規定でも、事業者は「配慮しなければならない」とか、国及び都道府県は「努めるものとする」とか、法律的には実質的效果の薄い訓示規定であります。もっと強い義務規定にするべきであると思ひますが、労働大臣、いかがでございますか。

また、関係審議会に労働者代表を加えることによつて、政府と企業と勤労者、換言すれば、国民的な合意のもとに安定基本計画の策定、指示を行うべきだと思ひますが、労働大臣の積極的なお考えをお聞かせ願ひたいのであります。

私は、先ほど来、特に雇用の安定を強調してまいりましたが、完全雇用をここで言おうとしていゝるのではありません。不況対策を産業政策として進めながら、雇用は市場原理に任せるといふその姿勢が許せないのであります。(拍手)

そこで、重ねて労働大臣にお聞きします。雇用の新たな創出、再雇用についての政府の責任を果たすために、積極的な施策を講ずる意思が、おありかどうか、労働大臣の率直な見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕
○内閣総理大臣(福田赳夫君) 答へ申し上げま

まず、今回の政府提案は、どうも時局が要求しているものでなくて、むしろそれに逆行するような性格のものじゃないか、こういうような御意見を交えての御質問でございますが、私は、今日、どういふことが経済政策として要請されておるかというところを考へる場合におきまして、正しく今日の経済状態というものを分析してみなければいかぬと思ひます。

私は、一般的に言いますと、わが国はいま設備過剰の企業、これが非常に多いという状態である。それに対しましては需要を創出するという考へ方をとらなければならぬ。そこで、五十三年度予算におきましても御審議をお願いいたしておりますが、政府が中心になって需要を創出する、これ以外に道はない、このような考へ方を一般的にとつておるわけでありませう。

ところが、わが国の企業の中には、そういう一般的な需要創出効果だけでは対処し切れない産業がある。これが先ほど通産大臣から構造不況業種として御説明申し上げた業種でございます。これに対しても、一般的需要創出対策と同時に対策をとらなければならぬ。この対策は、構造不況業種の実態が設備過剰というものに本質があることとに着目するときに、今日、現在の法体系のもとは対処し切れない、そこで、今日新しい提案を申し上げておる、こういうようなことでござい

ますが、この考へ方以外に、私は今日のこのもやもやとした日本の経済の現状というものを打開する方途はない、そう確信いたします。何とぞ御理解を願ひたいのであります。

同時に、安定基本計画という産業構造の基本にかかわる施策と当面の不況克服という緊急避難的施策とが未整理のままにこの法案の背景に混在しておるのではないか、そのような御懸念でございますが、そのようなことはございませぬ。ただいま申し上げたように、わが国の経済の状況、実態というものは、一般的に申して企業の中に設備過剰のものが多し。また同時に、企業の中の多くのものが構造的不況要因というものを抱えておる。この

両面に対して対策を講じなければならぬ、そういうふうな考へておるものでありまして、したがいまして、一般的な対策としておるところのこの需要創出の政策、これは政府が中心になってお

りますが、やがてこれが民間に波及いたしまして、そして国全体としての需要の盛り上がりをもたらすであらう。私はそういうことを考へます。

とくに、いまとつております五十三年度予算を中心とする施策、これこそは緊急避難というか臨時的な施策でございます。今日御提案申し上げておりますところの施策、これは恒久的というか、企業の中の、そういう長きにわたつて立ち上がり不可能であるという企業に対しまして、再生のためのチャンスを与えようという施策でありまして、これこそ恒久的なものである、さように考へております。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕
○国務大臣(河本敏夫君) まず、構造不況業種対策を進める場合に、円レートはどの辺に考へるべきかという御質問でございますが、この為替レートの問題は、御案内のように、わが国経済全体の動き、特に国際収支の動き、さらに米国の経済の動向、幾つかの要因が影響するわけでございます。現時点で幾らの水準を想定しておるかということをも具体的な数字を挙げて言うことは不可能でございます。しかしながら、昨年の年末に通産省が全産業及び中小企業について調査いたしましたところ、昨年の急激な円レートの上昇によりまして、ほとんど全部の産業、中小企業が致命的な打撃を受けておるということを考へますと、実力以上の評価になっておるのではないかと、このようにも考へられます。しかしながら、いづれにいたしましても、現時点では具体的な数字を挙げることは不可能でございます。

それから、産業構造の転換との関係はどうかというお話でございますが、御案内のように、オイルショックまではわが国産業はそれぞれの分野でバランスがとれておつたわけでありませぬが、オイルショックによりまして非常に大変動を受けまして、ある業種は設備が過剰になり、ある業種は不足をする、またある業種は適当な水準を維持する

というところで、各業種に対して非常に大きな影響を与えたのであります。そこで、産業構造審議会に今後の産業構造はいかにあるべきかということについて諮問をいたしました。昭和五十年に答申

をいただいたわけでございますが、世の中が刻々に変わつておりますので、毎年、ローリングプランとして適当な手直しをしていただいております。

でありますから、オイルショック以降の産業構造はいかにあるべきかということは、もちろん基本的には考へなければなりません、今回の法律は、オイルショックによりまして非常に大きな打撃を受けまして、一部の産業に大きな過剰設備が生じてまいりましたので、これをとりあえず処理しないことにはその業界全体が共倒れになってしまふ、こういうことを憂慮いたしました。特に法律によつて再建のチャンスというものをつくつていきたい、こういうことを目的といたしておるのでございませぬ。

しかしながら、幾ら不況であるとは言ひながら、自力でその業種が、その業界が立ち直るというところが一番望ましいわけでありませぬ。自力で業界が立ち上がるというのを期待しておりますが、どうしても自力ではやられていけない、やはり何らかの政府の援助が必要である、こういう業種に対しましては、大部分の業者の申し出によりまして、幾つかの条件をつけまして、それを審議会に諮つて構造不況業種に指定することができるとなつております。そして、構造不況業種に指定されました業種が申し出をいたしました、それに対してしまして関係審議会の意見を聞きまして安定基本計画というものをつくることになっておりますが、これもやはり業界が自主的な努力でその安定基本計画の路線に沿つて問題を解決していただくというところが望ましいわけでございます。

しかしながら、どうしてもその安定基本計画の路線が業界自身ではやられていけない、こういう場合には、万やむを得ず指示カルテルをつくることにいたしております。もちろん、指示カルテルをつくりましても、途中で情勢が変わることもございませぬ。そういう場合には、当然臨機応変に対処することになっておるのでございませぬ。

昭和五十三年三月二日 衆議院会議録第十号 特定不況産業安定臨時措置法案の趣旨説明に対する後藤茂君の質疑

以上が本法律案の概要でございますが、そのうち特に御質問をいただきました点についてお答えをしたわけでございます。(拍手)

〔國務大臣藤井勝志君登壇〕

○國務大臣(藤井勝志君) 労働者の生活の安定と福祉の向上というものは、これはもう労働省並びに労働大臣に課せられた使命の大前提であることは申し上げるまでもございません。そういう認識の上に立ちまして、失業の予防、再就職の促進、こういった職業訓練、職業転換、こういったものを踏まえまして、すでに雇用安定資金制度並びに先般成立を見ました特定不況産業離職者臨時措置法、こういったことを活用いたしまして、具体的に対策が進んでおりますことは、皆さん方御案内のとおりであります。

特に、このたびの法案から予想される離職者の特殊性というのを考えまして、特定不況産業離職者臨時措置法を積極的に活用いたしまして、そして、四十歳以上の離職者に対しては、雇用保険の給付を九十日延長すること、あるいは職業訓練特期手当、職業訓練手当、こういったことを配慮いたしておるわけでございませぬけれども、同時に、このようなことから、離職した方々を雇い入れる事業主に対してもこれが助成措置を行うことにいたしておるわけでございませぬ。

また、公共事業に吸収するというのも、これも法に定められた失業者吸収率制度を活用いたしまして、積極的に手配しなければならぬ、このように考えるわけでございませぬ。

何と申し申しても、今度の、たぐいまれな程されました法案というのは、不況から脱出をしてそして経営の安定を図るといふ法案でございます。それに対して労働省としては、すでに準備をされて発足をいたしております雇用保険制度、雇用保険法の活用、あるいは先ほど申し申したような離職者法を活用いたしまして、これに対応する具体的な施策が進んでおるわけでございませぬから、大いにこういった点を強力に推進しなければならぬ。

特にまた、ただいま法案に出ております第十條において、雇用の安定のためには国並びに都道府県が責任を持つということも明記しておるわけでございませぬから、先ほどからのいろんな御心配に對しては十二分にわれわれは構えをいたしておる、このように御理解いただきたいと思いますのでございませぬ。

それから、本法案の運用に当たりましては、労働省としては、何といたしても雇用の安定、労働条件の問題に直結いたすであろう問題でございませぬから、これが事前の協議ということについては、通産大臣はもちろんであります、事業官庁と事前に十二分に協議をする、こういった手配もいたしております。

同時に、これらの施策を推進するに当たって審議会が設けられております。この関係審議会には労働組合の意向が十二分に反映されるように、審議会の構成、運営についても十分に配慮し、労働組合の代表の方々もこれに参加していただく、このように相なっておるわけでございませぬ。

そして、これは基本的な雇用対策の前提でございますけれども、われわれといたしましては、何とかして実質経済成長率七％、これをひとつなして、そして雇用の拡大を図っていく、こういったことを背景に持って、具体的には先ほど申しましたような雇用安定資金制度あるいは特定離職者臨時措置法、こういった法律によって万全を期していきたい、このように考える次第でございませぬ。(拍手)

〔政府委員橋口収君登壇〕

○政府委員(橋口収君) 御質問の中にもございませぬように、昨年わが国において初めて独占禁止法の強化、改正が行われたのでございませぬ、またわが国と同様の経済体制を持つ先進諸国におきましても、近年ほとんど例外なく独占禁止政策の強化を行っている現状にかんがみまして、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るに当たりまして、独占禁止法の精神は尊重されるべきものと考えます。

現行の独占禁止法には不況カルテルという制度が用意されておりまして、法第二十四條の三に該当する要件が満たされず場合には、過剰設備の処理を共同行為によって行うことは可能であると考へております。本法案におきましては、過剰設備の処理は事業者及び業界の自主的努力によって行うことを基本としており、指示カルテルはこれらの自主的努力のみによつては其の効果が上がらない場合に限り、独占禁止政策と十分調整を図つた上で行われることになっておりますので、本法案によつて独占禁止法の精神が損なわれることはないものと考えております。(拍手)

○議長(保利茂君) 銀治清君。
〔銀治清君登壇〕
○銀治清君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました特定不況産業安定臨時措置法案について、総理並びに関係各大臣に質問を申し上げます。明快なる御答弁をお願いいたします。

長い長い、そして深刻な不況が続く中で、特に構造不況産業に属する企業、そこで働く労働者の皆さん、そして下請事業の方々が想像を絶する苦難の道を歩まざるを得なくなつてゐることは周知の事実であります。そこに温かな血の通つた手を差し伸べることは、何人も争うことのできない切実な政治的課題であります。しかし、この課題の解決に当たっては、民主的な経済秩序の原則に従つて、企業の自助努力を前提に、中小企業と労働者の皆さんに温かな配慮をし、構造改善を進めなければならぬことは当然のことでありませぬ。

しかも、繊維産業に典型的に見られますように、これまでの政府の構造改善対策は失敗の歴史であつたと言つても過言ではありませぬ。この事実についての厳しい反省を前提とする施策でなくはなりません。こうした立場から見れば、本法律案に示された政府の構造産業対策には多くの疑問を持たざるを得ないのであります。

以下、構造不況産業についての基本的な考え方、本法律案が構造改善対策として有効であるかどうか、また、立法の意図に反し、不公平の拡大をもたらす危険性があるのではないかとの矛盾を指摘しつつ、具体的に数点にわたつてお尋ねをいたしたいと思います。

まず第一に、本法律案に関連して、政府の構造不況産業対策の基本的な態度をお尋ねをいたします。本法律案の発想は、特定不況産業を指定し、政府の策定する安定基本計画に基づき、過剰設備の廃棄などを通じて構造改善を実施するというものであります。

しかし、構造不況の現状とその原因は、生産拡大一辺倒の高度経済成長政策のもとで見逃されてきた産業構造の改革のおくれが、石油危機後の長期不況、円高などによつて構造不況をさらに深刻化させたものであり、それは、政府の高度経済成長政策のひずみからたらしたものと一言しなければなりません。さらに、政府の一時的、短期的なその場しのぎのカルテル政策が構造改善をおくらせてきたものと言へるのであります。

私は、構造不況産業対策は、わが国経済の基本的な体質や全体構造の改革の中で位置づけられるべきであると思つております。また、その手法も統制的なものであつてはならず、企業の自助努力を基本に労働者、中小企業、消費者の皆さん利益を害することのないものでなければならぬと考へるものであります。

これらの諸点について御答弁をいただきたいのであります。

質問の第二は、本法律案の有効性についてであります。

本法律案によりますと、主務大臣は特定不況産業と指定された製造業に対し、安定基本計画を策定することになっております。

しかし、安定基本計画の前提となる需給見通しの立案はきわめて困難といふほかありません。むしろ、これまでの政府の産業構造のビジョンなどに示された需給見通しがことごとく大幅に狂い、この需給見通しの狂いが過剰設備投資をもたらし、構造不況業種へと転落した業種すら存在するのであります。私は、誤りのない需給見通しを立てることは不可能ではないかと考えられているものであります。政府の見解を伺っておきたいのであります。

安定基本計画の基礎である需給見通しを政府が誤りなく策定することが困難であるとの立場に立つてみますと、この安定基本計画に基づく指示カルテルがいかに矛盾多きものが明らかになつてくるのであります。

私は、構造不況のように市場が欠落した領域に一定の前提のもとに行われる行政介入を全く否定するものではありません。しかし、誤りなきを期することのできない安定基本計画に基づいて、企業にとって基本生命ともいふべき設備の廃棄等を指示カルテルによって行いとすれば、行政の介入が誤れる統制となり、統制が統制を呼ぶという事態に陥る危険性も少なくないと思つてあります。したがって、私は、安定基本計画はガイドラインと位置づけ、本法律案の指示カルテルは勧告に改めるべきであると考えておりますが、これらについて、政府の見解を承りたいのであります。

第三は、本法律案がもたらすであろう不公平の拡大の懸念についてお伺いをいたします。言うまでもなく、過剰設備の廃棄等が、そこで

働く労働者や関連中小企業へしわ寄せをするようなことは断じて避けなければなりません。しかし、そのおそれは十分あります。

まず、本法律案と雇用問題との関連についてあります。遊休設備が対象であるといは格納休止には人員整理がつきまとうことは避けられませんが、遊休設備が対象であるといは格納休止

には人員整理がつきまとうことは避けられませんが、遊休設備が対象であるといは格納休止には人員整理がつきまとうことは避けられませんが、遊休設備が対象であるといは格納休止

本法律案は製造業を対象としておりますが、製造業の設備廃棄、格納休止は、下請企業はもとより、卸売、小売業にも影響を及ぼすであろうことは想像にかたくありません。この場合、これらの関連企業は経営の危機に陥るだけではなく、最悪のケースは倒産という事態に追い込まれるかもしれません。

また、それらの関連中小企業が、やみカルテルによって防衛しようとするれば、改正独占禁止法によって課徴金を取られることにもなるのであります。大企業である構造不況企業は、独占禁止法の適用除外を受けた指示カルテルで保護され、中小販売業者のカルテルは課徴金を取られるという事態がもし起こるようなことになりま

ことになりま。また、それらの関連中小企業が、やみカルテルによって防衛しようとするれば、改正独占禁止法によって課徴金を取られることにもなるのであります。大企業である構造不況企業は、独占禁止法の適用除外を受けた指示カルテルで保護され、中小販売業者のカルテルは課徴金を取られるという事態がもし起こるようなことになりま

さらに、本法律案によって既存の中小企業施策の発動を義務づけるべきであると思つてあります。

以上の諸点について、通産大臣の見解を承りましたのであります。

なお、設備廃棄に伴う債務保証については、雇用安定、下請中小企業対策に必要な資金も含めるべきだと考えますが、あわせて見解を承りたいのであります。

さらに、構造不況産業と言われる業界にあっては、地域経済とのつながりが特に強い傾向にあることから、地方自治体の意見も安定基本計画作成に当たって十分取り入れるべきだと考えますが、この点についても見解を承りたいのであります。

以上、具体的にその内容についてお尋ねをしてみましたが、これまで申し述べてきました観点に立ちますときに、本法律案は、ぜひとも修正すべきであると思つております。その御意思があるかどうか、お伺いをしたいのであります。最後に、構造不況対策も、景気回復を実現してこそその有効性が確保されるものであります。この景気回復について総理の決意と所信をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田起夫君登壇〕
お答え申し上げます。今回の政府提案につきまして、そもそもこの構造不況対策は高付加価値化、省エネルギー化という今後のわが国の産業構造の全体的変革の中で進められるべきである、このような御所見でありますが、この点は私は全くそのとおりに存する次第でございます。

いま、わが国は、全体といたしまして時代の流れに一つ一つが対応しなければならぬという立場にあるわけでありまして、その流れの中で、この構造不況対策問題、これもそういうような考え方で解決せられなければならない、その点は、私は全く御提案の御見解と一緒でございます。今回の政府で御提案申し上げておる法案、これはそういう考え方に基づいてやっておりますわけでありまして、立案自体がそうなっておりますし、今後こ

れを運営、執行する場合におきましても、そのような考え方で、長期のわが国経済、またわが国企業が置かれておるその流れの中でこの問題を解決する、このような考え方をとっておりますわけであり

ました。したがって、この御提案は、まだ本日御説明申し上げたばかりでございますが、この法案以外の考え方というものが一体あり得るかというふうに考えるのであります。

いま、この法律案を修正する考えがあるかというふうなお尋ねでございますが、私は、そのような考え方はありません。もう一刻も早く御審議の上成立させていただきたい、このように考える次第でございます。

また、こういう施策を進めるに当たりましては、経済全体の今後の状態というものにつきましては、確固たる展望を持たなければいかぬだろう、また示さなければいかぬだろう、こういう御所見でございますが、これは私は全くそのとおりに考えておるわけでありまして。

今後、当分の間、わが国は平均いたしました実質七％成長というところを目指そうと思つております。しかし、五十三年度、五十四年度、五十五年度、この辺は、平均水準よりはかなり高目のことを考えなければならぬ。そこで、五十三年度におきましては、御承知のような五十三年度予算を中心といたしまして七％成長、それから五十四年度におきましては、七％まではいきませんが、六％台、七％に近いその辺を目指してやっています。その辺からだんだんと安定成長路線にならした成長政策、しかし全体として当分の間を展望いたしますと、実質六％前後の成長を実現したい、このように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕
〔国務大臣(河本敏夫君) 産業構造との関連いかん、こ

昭和五十三年三月二日 衆議院會議録第十号

特定不況産業安定臨時措置法案の趣旨説明に対する鍛冶清君の質疑 特定不況産業安定臨時措置法案の趣旨説明に対する宮田早苗君の質疑

変大きな影響を与えましたが、わが国の経済もこれで大影響を受けております。画期的な変化をこのオイルショックによって生じたわけでございませぬ。そこで、一部の業種は大幅に過剰となり、一部の業種は不足する、そういう変化になりましたが、この設備過剰の業種に対しては、これまでもいろいろ手を打ってまいりましたけれども、一進一退、なかなか前進をしない。そこで、今回法律をつくりまして、法律によってある程度援助をしていきたい、こういう判断に立ったわけでございませぬ。

そこで、具体的な御質問といたしまして、四業種以外、もう全部初めから指定したらどうか、こういうお話でございますが、やはり経済は刻々に動いておりますし、指定してもらいたくないという申し出は一年間にやればいいわけでありませぬから、むしろ、そのうちにそれぞれの業界で大部分の意思も方向が明らかになると思うのです。その業界の大部分の意思の方向が明らかになった時点において、その業界から自発的な申し出を受けて、要件に適合しておるかということをお政府が審議会の意見を聞いて判断する方がよからう、こういうことで、四業種以外は、私が先ほど申し上げましたような指定方法になっておるわけでございませぬ。

それから、安定基本計画はガイドラインにとどめるべきではないか、あるいは勧告にとどめよ、こういうお話でございますが、ある意味では実際

この安定基本計画というものはガイドラインだと私は思います。そして勧告だと思っております。このガイドラインである安定基本計画、その勧告を自力でやれない、業界が勧告を自力でやれない、こういう場合に限って初めて指示カルテルによって設備の廃棄をしていこう、こういう考え方でございませぬから、指示カルテルによって設備の廃棄するのは最後の最後でございまして、やはり業界の自主的な努力によってすべての問題が解決することを私どもは強く期待をしておるわけでございませぬ。

それから、中小企業の意見を聞くべきである、また労働界の意見を聞くべきである、こういうお話でございますが、これはいろいろな作業を進めます過程におきまして、審議会に労働界の代表が入っていただきまして十分意見を述べていただくつもりでございます。また、安定基本計画をつくる過程におきましても、やはり中小企業や下請の方々も審議会に代表に入らせていただきまして、その方々の御意見も十分聞くようにしたいと考えております。

〔国務大臣藤井勝志君登壇〕

○国務大臣(藤井勝志君) 関係労働者の雇用安定

等に関する具体的な措置につきましては、すでに特定不況産業離職者臨時措置法に基づきまして、事業主に対して再就職援助計画を出させる、こういうことに相なっているわけでございます。また、安定基本計画の策定につきましては、た

だいま通産大臣がお答えになったとおりでありまして、やはり何といつてもその関係する労働者、労働組合というものの理解と協力なくしては都合よくいくはずはございません。したがって、関係労働組合の意向が十二分に反映するように、関係審議会の構成メンバー、運営についても十二分に配慮されておるわけでございます。(拍手)

○議長(保利茂君) 宮田早苗君。

〔宮田早苗君登壇〕

○宮田早苗君 私は、民社党を代表して、本院に提案されました特定不況産業安定臨時措置法案につき、幾つかの問題点を指摘し、政府の明快なる答弁をお願いする次第であります。

〔議長退席、副議長着席〕

去る四十八年、四十九年のオイルショック以来の不況は、最近政府が公にしている在庫調整完了見通しや、マクロでの経済指標の好転とはうらはらに、史上最悪の事態であります。

ちなみに、私は、会社更生、和議、会社整理等、裁判所が扱う経済事件を調査してみました。過去の不況に比べ四十九年以降の不況がいかに深刻であるか、驚くべき数字に遭遇したのであります。

すなわち、四十九年度に、前年度の四十件台から会社更生事件は一挙に百四十件に達し、以後、今年度まで百二十件台で推移しております。一方、和議事件は、四十九年度に前年度の七十九件

から倍増しており、五十一年度には三百二十件に上っているであります。戦後の大不況時の経済事件の山がいづれも二年で終結しているのと比べ、今回の不況が超長期にわたり、再建に時間がかかっていることがうかがえるのであります。

このような数字を挙げるまでもなく、私ども民社党は、構造不況産業対策として、昨年の特定不況産業離職者法案審議の際、離職者対策と並行して、構造不況産業の構造改善対策を立法化すべきことを提唱したのであります。しかし、政府の対応は相も変わらずツ・レート、後手後手で、業界の立ち直りに水を差し、必要以上の雇用不安を招来しているのであります。

本法策定段階での通産省と公正取引委員会のあつれきにつきましては報道されているところでありませぬが、今日まで事態を放置してきた政府の責任を、まず総理にただしたいのであります。

次に、私がここで問題にしたいのは、産業政策における行政と企業との関係であります。

政府は、従来資本主義経済下の自由競争原理を前提にして、数字の上で需給ギャップがはつきりしている、一例をとれば、平電炉業界の構造不況の原因は、業界みずから設備増設に走った結果だといったような責任逃れの発言を繰り返してまいりましたのであります。しかし、事実がそうでないことは歴然としております。政府の経済全般の見通しや業種ごとの需要予測があり、場合によっては所管官庁が設備投資を促す行政指導が行われ、

今日のような需給ギャップが生じたという点では、行政にその責任があることは明確であります。もちろん、企業経営者が行政にもたれかかる経営責任の放棄ともとれる姿勢、これは誠に慎まなければなりません。

この安定法案は、特定不況産業を指定すると、主務大臣が安定基本計画を定めることになっていくのでありますが、それだけに主務大臣、政府の責任はまことに重大であります。従前のように、事が生じた場合、企業責任と行政の責任をあいまいにしたままでは処理できなくなっておりますのでありますが、通産大臣の御所見を伺いたいと思うのであります。

質問の第三点は、構造改善事業の推進に当たって、業種団体に所属していないアウトサイダーの扱いをどうするかであります。

法案の策定の過程で、通産当局と公正取引委員会の意見が分かれたのもこの点だったのであります。対象として考えられる業界の労使の間から、設備廃棄をしても、片方でアウトサイダーが設備投資をしたのでは需給ギャップは永遠に解決しない、アウトサイダー企業能力増につながら設備の新増設について本法の効果を懸念する声が強いことにかんがみ、何らかの規制措置が必要ではないかと考えられるのでありますが、通産大臣、いかがでございますでしょうか。

本法は、五年間の期限立法でございます。不況産業の指定は、施行後初年度に限定するとい

うのでございますが、法律で指定される業種の中期展望はどうなっておりますのであります。平電炉、アルミ等については、産業構造審議会の各専門機関による業界のあり方が示されているのですが、不況産業指定から設備廃棄に至るものの、五年後の各産業のあるべき姿をどう位置づけしようとしているのか、通産省の考え方を示したいのであります。

あわせて、この際、私は労働大臣にお尋ねしておきたいと思っております。

業種指定の対象となる業界では、今日まですでに相当数の労働者が犠牲になっているわけでありまして、設備廃棄が柱となっている本法が施行された際には、当然雇用調整が始まると見なくてはなりません。法案では雇用の安定について規定してありますが、抽象的な表現にとどまっていると言わざるを得ません。離職者が三年、本法が五年の期限立法であること等を踏まえて、産業構造の変化に今後の労働行政をどう進めるかについてお尋ねする次第であります。

最後に、私は、安定基本計画の最も重要な柱であります信用基金制度についてお伺いをする次第であります。

端的に申しまして、今日の不況の実態からいって、百億円の基金で産業界の救済、構造改善は不可能であります。そこで、政府は、財政投融資の弾力条項を使って、必要に応じて増額することをお約束すべきだと思いが、どうですか。

このたびの永大産業の倒産での金融機関の撤退に見られますように、市中金融機関が企業の生殺与奪権を握っているのが実態であります。まして、新法を制定してまで構造改善をしなければならぬような内容の悪い企業の設備廃棄に対して、基金の十倍もの融資が期待できるか、はなはだ疑問であります。そこで、政府は、企業の必要資金の三分の一程度を開発銀行等政府系金融機関が、残りを民間金融機関が負うような制度にしたらいかでしょうか。政府の責任に沿って推進する構造改善にふさわしい融資体系の確立こそ、本法の趣旨に沿うものでなからうかと確信する次第であります。

以上をもちまして質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田起夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田起夫君) お答えを申し上げます。

まず、今回の立法は、必要につきましては御理解を願っておるようでありまして、その提案がむしろ遅きに失しておるのではないかとという御批判でございますが、先ほど申し上げましたように、いまの経済事態に対処する、一つは国全体としての需要を拡大いたしまして、経済全体のかさ上げをする、こういう考え方、それからもう一つは、いわゆる構造不況業種に対しまして、個別的な構造不況対策を講ずる、この二本立てでいくはかはないのだから、このように考えております。

そういう意味から言いますと、御指摘のように、今回の御提案、これは私どもは遅きに失したというように感じもしないではございません。しかし、このような厳しい措置をお願いをする、そういうことにつきましては、ある程度環境が成熟するということがまた大事であるというふうに考えるのであります。私は、このような御提案を申し上げ、そしてこれが受け入れられるところの環境が熟した、このように考えまして、今回御提案を申し上げておる次第でございます。

次に、構造不況業種対策は、産業構造政策の観点から中長期的ビジョンを示しつつ行わないと、真の意味での解決にならないのじゃないか、このような御指摘でございますが、これは、私は全くそのように考えております。今回の特定不況産業の安定基本計画を作成するその過程におきまして、十分その点が実現できるように配慮する、そのような考えでございます。(拍手)

○国務大臣(河本敏夫君) 総理の答弁と重複しないようにお答えをいたします。

まず、最初の問題はアウトサイダーの問題でございますが、今回の法律案の中で、この問題は一番大きな問題であったと思っております。アウトサイダー規制をすべし、こういう強い意見もございました。しかしながら、それは少し行き過ぎではないか、こういう二つの意見がございまして、一カ月半ばかりこの問題を中心に行っている意

見を闘わせてまいったわけでございますが、最終的には、総合的に判断をいたしまして、今回の法律はアウトサイダー規制はやらない、こういうこととに決定をしたわけでございます。

それから、信用基金の問題、百億、結局その保証の枠はその十倍、千億ということでございますが、最初はそういう案で進めておったのでありますが、いまいろいろ御指摘がございましたように、こともありますので、その枠は決めないことにいたしました。そして必要に応じて、大蔵大臣と通産大臣の認可によりまして増額することになっております。でありますから、この問題は一応解決したわけでございます。

なお、構造改善事業の枠といたしましては、中小企業関係は別枠が十分ございます。これは全然別の枠としてやっていくつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣藤井勝志君登壇〕

○国務大臣(藤井勝志君) 離職者臨時措置法の期限が二年でございますが、今度の不況産業安定措置法案は五年である、したがってその期限が切れた後どのような雇用対策を進めるのかというお尋ねと承るわけでございます。御承知のごとく、不況産業離職者特別措置は、議員立法として成立したわけでございます。あの期間二年後どのような経済情勢になるか、あるいは雇用情勢になるかというその時点で状況を判断して、関係者並びに関係機関が検討すべき問題である、このように

考えておるわけでございます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 大成正雄君。

〔大成正雄君登壇〕

○大成正雄君 私、新自由クラブを代表して、ただいま提案されました特定不況産業安定臨時措置法案について、その問題点の一部に触れながら若干の質疑をいたしたいと存じます。

去る一月二十五日、わが党の河野代表は、国務大臣の演説に対する質疑において、本法案の立法に關して、企業活力と創意を尊重した健全な活力ある自由主義経済を志向する私たち新自由クラブの経済政策の基本に触れるものとして、この問題に重大な関心を持たざるを得ないとし、これが統制への第一歩につながるおそれはないか、また改正独禁法の形骸化につながることはないかと指摘したところであります。

その後、通産省の当初の案が発表されるや、関係業界はもとより、経済団体や経済学者の中から同様の意見が強く主張されることとなり、特に公正取引委員会は、指示カルテルを初め、アウトサイダー規制、合併の独禁法除外など、統制色の強い手法によって不況産業の構造改善を進めようとする通産当局の論理は、自由競争条件の維持を期する立場から産業政策の独走を目指すものとして強く抵抗し、ここに提案された政府案は、合併や営業譲渡の独禁法適用除外、アウトサイダー規制の削除、指示カルテルの歯どめの設定等、当初の

姿勢を後退させた形での提案となっており、わが党の主張が理にかなったものであり、これを認めたい形での本法の内容に対して、これを評価するにやぶさかではありません。

しかしながら、本法実施の一層の効果を期待し、また、現実に即した不況の克服と構造改善を進めるため、以下、幾つかの問題点を指摘しつつ、政府の所信をただしたいと存じます。

まず、総理に承りたいと存じますが、本法は五年間の時限立法であり、今後五年間にわが国産業の構造不況要因を克服して安定的基盤を確保するために、五十四年度の経済成長率七％が完全に達成されることはもとより、特定不況産業の安定基本計画がそごなく達成される経済環境が重要な前提条件であると考えますが、今後五年間の中期的経済展望と指標について、総理の責任ある御答弁を承りたいと存じます。

次に、本法の実施に当たって、関連指定業種の過剰設備の廃棄や合併譲渡等の共同行為によつて、たとえば一律的な設備廃棄が、最も最新の優秀設備までスクラップするといったことによつて、わが国産業の活力や国際競争力を喪失してしまつてしまつた結果となつてはならないと危惧するところであり、わが国産業の構造改革のあるべき姿とその基本方針について、総理の所信を承りたいと存じます。

さらに、私はこの際、特定不況産業の定義について総理の認識をただしたいと存じます。

さきに成立した特定不況産業離職者臨時措置法においても同様であります。特定不況産業とは、内外の経済事情の著しい変化により、その製品または役務の供給能力が過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる業種と解釈してしかるべきものと思いますが、わが国の産業の一部にかかる不況要因を内蔵するに至つた原因の究明とその責任の所在の追及は、不況要因を排除するためきわめて重要な問題点であると言わざるを得ません。

すなわち、構造不況というよりは政策不況といつた方が正しい認識ではないかと思われ業種がある。つまり、政府の過去と現在の対応の誤りや不決断が不況要因の重要な部分を占めて業種があるということでもあります。たとえば、本法に掲げる平電炉、合繊もその例外ではありません。平電炉産業の今日の過剰設備は、物不足経済当時の通産省の設備増強誘導政策と、これに油を注いだ商社、金融機関の結果がもたらしたものであり、見通しの誤りであつたと言わなければなりません。また、合繊業界の不況は、世界的紙生産過剰や需要の減退も大きな理由であります。原料ナフサ価格が国際相場に比べて七、八千円も割り高のまま政府の石油製品価格政策を今日まで放置してきた、すなわち、石油業法の適切な運用が行われなかつたことが今日の重大な不況要因となつてゐる事実であります。

本法適用以前の問題として、政策の貧困と不況

断が問われなければならないと思いますが、総理の所信を承りたいと存じます。

次に、通産大臣に承りたいと存じます。その第一は、本法に定めるアルミ製錬業の不況対策についてであります。

アルミ製錬業の不況要因は、石油価格の高騰による電気料金の高コストにあることは周知のところであります。わが国アルミ製錬業全体の財務の不健全さは目に余るものがあります。昭和五十一年度の決算数字において、借入金残高は六千三億、負債総額八千二十九億であり、金利負担は実に三百八十五億余となっております。また、期末の未処分損失は四百八十五億にも及んでおります。また、国内需要、年百五十万トンに対して、設備能力は百六十四万トン。これに加えて、安い輸入地金が四十万トン以上入ってきております。すなわち、五十万トンからの設備が進んでいるという状態であります。

政府は、このようなアルミ産業の構造改善対策として、設備能力の二四%、三十九万トンの設備凍結を行うとともに、タリフクォータ制を実施して、現行税率九%と五・五%との差額三・五%の関税見合い分を構造改善に使っていく構想であります。それによって昭和五十八年に国際競争力を回復しようとの計画であります。輸入枠内の関税率をゼロとしての計算で、五年後の赤字を三十億程度に持っていくようとしているのであります。五・五%の関税率では、五年間で構造改善す

ることはとうてい不可能であります。

さらに問題なのは、二次関税分九%のコストでも、輸入地金の方が安い現状からすれば、サッシや大手家電メーカーが、みずからのリスクで輸入地金を商社に手当てをして圧延メーカーを委託生産する動きが活発となれば、この構造改善対策は根本から崩れてしまうことが考えられます。したがって、アルミ製錬産業の実効ある不況対策としては、膨大な借入金金利負担の軽減策、タリフクォータ制度の再検討がなされなければならないと思っております。通産大臣の所信を承りたいと存じます。

次に、本法のねらいとするあめとむちのあめの部分に当たる第十三条以下の信用基金についてであります。日本開発銀行八十億、民間出資二十億、合わせて百億の資本金で千億規模の債務保証が行われようとしております。平電炉、アルミ、合繊、船舶以外にも、関連業者の三分の二の申出によって業種指定の道は開かれておりますので、その他の業種として肥料、段ボール、毛紡、綿紡、合板、砂糖等の構造改善対策ももろろまねておりますので、果たして五年間千億程度の債務保証で足りるのかどうかという疑問があります。開銀出資二十億の増分を見込んでとても足りないのではないかと思われませんが、この一千億程度の規模を算定した積算の根拠をお示し願いたいと存じます。

また、商社や金融機関は不況産業に対しては、不良債権として目いっぱい貸し出しをしており、

これ以上のファイナンスは困難ですが、保証限度額を超えた設備廃棄資金の増枠は困難と思いが、いかなる行政指導を行い、またその実績が期待できるかどうか、さらに、貸出金利の負担軽減についていかなる方針であるか承りたいと存じます。

次に、運輸大臣に造船不況対策について承りたいと存じます。

奈落の底の海運不況などといった経済誌の見出しに表徴されるごとく、世界一の造船王国日本の造船業界の不況は惨たる状況でございます。五十二年の受注量約六百万トン、手持ち工事量も七百万トン程度。建造能力二千万トンに対してこれでは、この夏ごろから火が消えたゴーストタウン化することが憂慮されます。しかし、大手造船会社はおかにならなくて各種機械やプラント輸出にある程度転換の余地もありますが、中小造船の運命は暗たんたるものがあります。四百三十億の負債を抱えて倒産した今治市の波止浜造船、神戸市の新山本造船等、関連業界の連鎖倒産にも波及して、容易ならざる状態であります。

かかる造船危機に対して、いま政府が推進しようとしておる景気対策はほとんど無力であり、個別対策として思い切った救済策がとられなければならないと思っております。

時間の制約がありますので各論は省略しますが、いますぐなすべき不況対策は需要の創出、すなわち、仕事をつくってやる工夫と努力と決断で

あろうと思っております。

LNG船の建造、海上石油備蓄基地の建設、海洋開発プロジェクトの着手、海上浮体空港の建設等は、大手対策としては有効であります。また、中小造船対策としては、海上保安庁、防衛庁、水産庁等の中小船舶の繰り上げ発注、近海航路の船舶のスクラップ・アンド・ビルド等、政府がその気になって決断をし、手当てをすれば、ある程度の不況対策としての効果は期待できると思っております。ほかの不況産業とは異質の不況対策がなければ、現実的な不況対策とはならないと思っております。運輸大臣は、いま何から手をつけ、何をなさんとしているのか、本法の適用をいかに具体化しようとしているのか、御説明を願いたいと存じます。

次に、労働大臣に承りたいと存じます。本法第十条は、特定不況産業に属する事業者の、関係労働者の失業の予防、その他雇用の安定に配慮しなければならないものとするとの訓示規定が定められております。

対策の実際は、昨年末議員立法で成立した特定不況産業種別者臨時措置法によって対応すべきものと判断するが、まず第一に、本法の適用実施現況を承りたいと存じます。

第二に、特定不況産業安定臨時措置法案では、当該業種ごとの安定基本計画に定めるところに従って雇用対策を配慮するとされているが、一方、離職者臨時措置法では、特定不況産業種の区分

ごとに職業紹介計画の作成、あるいは再就職援助計画の作成、認定等が義務づけられています。この二つの法律の整合性と労働者サイドに立っての安定基本計画に対する基本的な方針を明示願いたいのであります。

特に離職者臨時措置法には、失業を予防するための解雇規制、罰則規定もなく、事業主の努力義務が規定されているにすぎないことからして、一方の安定基本計画の内容いかんでは、発生失業者は路頭に迷うような結果も予測されると心配されるが、労働大臣はいかに対処しようとしているのか、その方針を承りたいのであります。

最後に、本法は五年、離職者臨時措置法は二年の期限立法となっていますが、完全な不況対策の雇用安定上、そこを来すことはないかどうかを承って、質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳夫君) 今回の政府提案が、その目的が達成されるためには、来年度日本経済は七割の経済成長が絶対必要な条件と考えるかどうか、このようなお尋ねでございますが、先ほど申し上げておきますように、いま日本の経済の現況というものを顧みますときに、どうしても対策は二本立てでなければならぬ、つまり、一般的に経済のかさ上げをする、それからもう一つは、構造不況業種対策をやっていく、これ以外にまた道はないんじゃないかと申し上げてきたわけでございますけれども、この二つの行き方は車

の両輪でありまして、このかさ上げ対策、これが実現されなければ、不況業種対策をやるうまいまいしても、私はこれが目的を達することはできないと思えます。また、構造不況業種対策だけをやつてこれがかまうまいといったとしても、日本経済の内包するところの困難というものは解決できない。車の両輪として両方が健全に動いていくべきである、このように考えておるわけでありま

す。いま大成さんから、五十三年度の成長問題、これだけについてお尋ねがありましたけれども、この考え方は五十三年度だけの問題でもない。また、先々においても同じであります。構造不況についての今回の法提案は、これは五年間の臨時立法でございますが、五年間を展望いたしましたも、また経済の底上げ、これが健全に進まなければならぬ、そのように考えまして、ただいま、私ども政府といたしましては、平均いたしました実質六割成長ということをお申し上げしておるわけでありま

す。その初年度であるところの五十三年度、これが実質七割だ、このように考えておる次第でございます。それから、これからこのような政策をとった場合に日本経済が統制化していくのか、そのような御懸念を示しながら、どのような経済社会を考えているかというお話でございますが、これは申し上げるまでもありません。自由、公正なる経済社会であります。つまり自由競争、そしてそれが公

正に行われる。つまり、経済諸施策と独禁政策、これが調和をとって行われるようにということをお願いいたしておるわけでありまして、今回の立案に当たりまして、その点につきましては、通産当局、また公取当局、この両当局において十分意見の練り合わせをいたしまして、意見のそごがなようにいたしてある次第でございます。

また、今後この法を執行する、その際におきましても、この両当局の間の関係というものは緊密にいたしてまいりたい、このように考える次第でございます。

それから、構造不況業種対策を進めるに当たりましては、個々の構造不況業種につきましても、構造不況業種とレッテルを打たれるような状態になつたその原因究明が大事じゃないかという御指摘でございます。もちろんそのとおりに考えております。そういうことになりました原因等も十分解折いたしましたして、構造不況業種それぞれみな違つた態様を持つておるわけでありまして、その態様に応じて適切な対策をとるべきである、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) 構造不況業種で過剰設備がどれくらいあるかということですが、これはひどいところは五割、六割の過剰設備があるように思います。少ないところでも一五%あるいは二〇%、こういう数字ではないかと思ひますが、ただいまのところ平電炉業界は大体一五%な

いし二〇%程度の過剰設備の廃棄、そういう方向に進むと思ひます。

それから、合議の問題に関連をいたしまして、ナフサの価格の問題についてお述べになりましたが、ナフサの価格は国際的に見まして現在非常に高い水準にございます。それが関連業界の経営を圧迫しておるわけでございますが、今回とりあえず第一段階の値下げ交渉が両業界で一応成立をいたしております。しかし、これでは不十分でございますので、さらに抜本的にこの価格の問題を解決するようにこれから工夫していかなければならぬという大きな課題が残っております。

それから、アルミ業界の問題についてお述べになりましたが、アルミ業界は現在百六十万トンの能力がございまして、そのうち約四分の一、四十万トンここ数年間凍結をするつもりでございます。これは、数年後には設備の不足が当然予想されますので、この新鋭設備を廃棄することから、凍結という方向で処理をしたいと考えております。

いまお述べになりましたことは、それではやはり方が不十分ではないかということでございますが、当初考えておりました対策とは若干後退をいたしておりますが、しかしながら各業界に対してそれぞれ満足をしていただけるような対策を打ち出すということはとても不可能でございます。十分な点は業界の自主的な努力、工夫によって補っていただきたい、このように考えております。

す。

それから、債務保証千億では不足するではないかというお話でございますが、これは先ほども述べましたように、確かにそれは非常に大きな課題でございますので、大蔵大臣と通産大臣は必要に応じてこの増額を認可する、そういう仕組みに最終的にすることに決定をいたしました。

それからなお、関係の金融機関あるいは関係の事業者も、この構造改善事業にはある程度の責任を持っていただく、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) わが国造船業は現在深刻な不況に直面しており、特に五十三年度以降についてはいまだ工事量の確保が十分でなく、また最近の円高傾向も加わって、受注環境はさらに悪化しております。このため、過剰設備の処理、構造改善を含む造船業の安定について、本法律案による施策を含め、できる限り早急に結論を得て、造船業の長期的安定化を図ってまいりたいと存じます。

特に、当面の仕事量確保のためには、造船業の持っている技術力を最大限に活用して、各方面にわたる需要の拡大に努めることといたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣藤井勝志君登壇〕

○国務大臣(藤井勝志君) この法案によりまして出る失業者に対しましては、すでに成立を見ま

した特定不況業種離職者臨時措置法を活用いたしま

して、先ほどもお答えを申し上げたように、雇用保険の給付日数を九十日延期する。そして、職業訓練に当たりましては待期手当、訓練手当をやっ

ていく、そしてできるだけだけ再就職の道を選んでいかなければならぬ、このように考えるわけでござ

いまして、特に私は、この不況の状況が、よく言われますように構造不況、こういった経済情勢でございますから、職業訓練と雇用の安定というところが、表裏一体といえますか、一体的な配慮でなされなければならぬ。いずれ当該委員会にお諮りすべく準備しております職業訓練法の改正も、そのような考え方に立っておりますわけでございます。それから、特に失業多発地帯においては、地域指定をいたしまして、そして法に定められた失業者吸収率制度を大いに活用して、緊急避難的ではありますけれども失業者の救済に当たる、生活の安定に当たる、こういうふうに考えておるわけでございます。

もう一つ、私はここに御理解いただきたいと思

それから、先ほどもお答えいたしました。安

定基本計画、これは、当然事前協議を労働省、労働大臣は受けまして、事業主管大臣と密接な連絡をとって、労働者の雇用の安定、労働条件の問題について十二分に協議をすることになっております。

それから、この法律案が特定不況業種臨時措置法と時間的に三年間のずれがありますが、この問題については、先ほどお答えしたとおりでありまして、議員立法の関係から、その時点が参りま

たら、関係者、関係機関で御協議願ひ、検討すべき問題だと思つておるわけでございます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(三宅正一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十三分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 福田 赳夫君
- 通商産業大臣 河本 敏夫君
- 運輸大臣 福永 健司君
- 労働大臣 藤井 勝志君
- 国務大臣 稻村佐近四郎君

出席政府委員

- 公正取引委員会 橋口 收君
- 委員長 房審議官
- 通商産業大臣官 山口 和男君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
地方行政委員会

欠

理事 山本悌二郎君(理事山本悌二郎君去る
二月二十八日委員辞任につきその補

商工委員会

欠

理事 松本 忠助君(理事松本忠助君去る二
月二十七日委員辞任につきその補
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十三年三月二日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

内閣委員

辞任

補欠

上田 卓三君
山花 貞夫君
市川 雄一君
田川 誠一君
石橋 政嗣君
藤田 高敏君
広沢 直樹君
中川 秀直君
加藤 万吉君
山田 芳治君
和田 一郎君
山本徳二郎君
三谷 秀治君
井上 普方君
岡田 利春君
榎藤 恒夫君
大内 啓伍君
不破 哲三君

藤田 高敏君
石橋 政嗣君
広沢 直樹君
中川 秀直君
山花 貞夫君
上田 卓三君
市川 雄一君
田川 誠一君
岡田 利春君
井上 普方君
榎藤 恒夫君
大内 啓伍君
不破 哲三君

地方行政委員

辞任

補欠

加藤 万吉君
山田 芳治君
和田 一郎君
山本徳二郎君
三谷 秀治君
井上 普方君
岡田 利春君
榎藤 恒夫君
大内 啓伍君
不破 哲三君

岡田 利春君
井上 普方君
榎藤 恒夫君
大内 啓伍君
不破 哲三君

外務委員

辞任

補欠

井上 一成君
土井たか子君
石野 久男君
小林 進君

小林 進君
石野 久男君
土井たか子君
井上 一成君

大蔵委員

辞任

補欠

貝沼 次郎君
小平 忠君
高橋 高望君

広沢 直樹君
高橋 高望君
小平 忠君

文教委員

辞任

補欠

中西 績介君
湯山 勇君
池田 克也君
鍛冶 清君
井上 普方君
横路 孝弘君
榎藤 恒夫君
二見 伸明君

横路 孝弘君
井上 普方君
榎藤 恒夫君
二見 伸明君
湯山 勇君
中西 績介君
池田 克也君
鍛冶 清君

社会労働委員

辞任

補欠

栗林 三郎君
草川 昭三君
工藤 晃君
横路 孝弘君
二見 伸明君
小林 正巳君
小見 正巳君

横路 孝弘君
二見 伸明君
小林 正巳君
栗林 三郎君
草川 昭三君
工藤 晃君

農林水産委員

辞任

補欠

日野 市朗君
津川 武二君
岡田 利春君

岡田 利春君
不破 哲三君
日野 市朗君

商工委員

辞任

補欠

不破 哲三君
武部 文君
中村 重光君
井上 普方君
岡田 春夫君

津川 武二君
井上 普方君
岡田 春夫君
武部 文君
中村 重光君

運輸委員

辞任

補欠

宮井 泰良君
中馬 弘毅君
二見 伸明君
大原 一三君

二見 伸明君
大原 一三君
宮井 泰良君
中馬 弘毅君

通信委員

辞任

補欠

藤原ひろ子君
寺前 巖君

寺前 巖君
藤原ひろ子君

建設委員

辞任

補欠

福岡 義登君
谷口 是巨君
瀬崎 博義君
中川 秀直君
小林 進君
広沢 直樹君
寺前 巖君
田川 誠一君

小林 進君
広沢 直樹君
寺前 巖君
田川 誠一君
福岡 義登君
谷口 是巨君
瀬崎 博義君
中川 秀直君

予算委員

辞任

補欠

井上 普方君
石野 久男君
石橋 政嗣君
岡田 利春君
岡田 春夫君
藤田 高敏君
横路 孝弘君
榎藤 恒夫君
瀬野栄次郎君
広沢 直樹君
河村 勝君
寺前 巖君
不破 哲三君
木島喜兵衛君
佐野 進君
太田 一夫君
加藤 万吉君
原 茂君
大橋 敏雄君
小平 忠君
瀬崎 博義君
津川 武二君
原 茂君
太田 一夫君
小川 省吾君
日野 市朗君
井上 泉君
渡部 一郎君
中野 寛成君
藤原ひろ子君
三谷 秀治君
中西 績介君
武部 文君
市川 雄一君
渡部 一郎君
竹内 勝彦君

山田 芳治君
土井たか子君
佐野 進君
加藤 万吉君
中村 重光君
木島喜兵衛君
栗林 三郎君
和田 一郎君
大橋 敏雄君
岡本 富夫君
小平 忠君
瀬崎 博義君
津川 武二君
原 茂君
太田 一夫君
小川 省吾君
日野 市朗君
井上 泉君
渡部 一郎君
中野 寛成君
藤原ひろ子君
三谷 秀治君
中西 績介君
武部 文君
市川 雄一君
渡部 一郎君
竹内 勝彦君

昭和五十三年三月二日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

中野 寛成君	米沢 隆君	川口 大助君	石橋 政嗣君
小林 進君	福岡 義登君	土井たか子君	石野 久男君
武部 文君	湯山 勇君	中西 續介君	横路 孝弘君
竹内 勝彦君	古川 雅司君	中村 重光君	岡田 春夫君
米沢 隆君	吉田 久之君	日野 市朗君	岡田 利春君
大原 一三君	中馬 弘毅君	村山 富市君	藤田 高敏君
小川 省吾君	森井 忠良君	池田 克也君	榎藤 恒夫君
湯山 勇君	井上 普方君	鍛冶 清君	二見 伸明君
二見 伸明君	草川 昭三君	谷口 是巨君	貝沼 次郎君
吉田 久之君	高橋 高望君	数仲 義彦君	瀬野栄次郎君
小林 正巳君	工藤 晃君	小宮 武喜君	河村 勝君
井上 泉君	水田 稔君	山本徳二郎君	大内 啓伍君
福岡 義登君	井上 一成君	東中 光雄君	不破 哲三君
森井 忠良君	久保 等君	藤原ひろ子君	寺前 巖君
市川 雄一君	谷口 是巨君	工藤 晃君	小林 正巳君
草川 昭三君	宮井 泰良君	中馬 弘毅君	大原 一三君
古川 雅司君	伏屋 修治君	議院運営委員	
和田 一郎君	池田 克也君	補欠	
高橋 高望君	渡辺 朗君	補欠	
久保 等君	竹内 猛君	補欠	
水田 稔君	村山 富市君	補欠	
竹内 猛君	川口 大助君	補欠	
大内 啓伍君	山本徳二郎君	補欠	
伏屋 修治君	数仲 義彦君	補欠	
宮井 泰良君	鍛冶 清君	補欠	
渡辺 朗君	小宮 武喜君	補欠	
三谷 秀治君	東中 光雄君	補欠	
井上 一成君	小林 進君	補欠	

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

上田 卓三君 小林 進君

山花 貞夫君 井上 普方君

川口 大助君 石橋 政嗣君

土井たか子君 石野 久男君

中西 續介君 横路 孝弘君

中村 重光君 岡田 春夫君

日野 市朗君 岡田 利春君

村山 富市君 藤田 高敏君

池田 克也君 榎藤 恒夫君

鍛冶 清君 二見 伸明君

谷口 是巨君 貝沼 次郎君

数仲 義彦君 瀬野栄次郎君

小宮 武喜君 河村 勝君

山本徳二郎君 大内 啓伍君

東中 光雄君 不破 哲三君

藤原ひろ子君 寺前 巖君

工藤 晃君 小林 正巳君

中馬 弘毅君 大原 一三君

議院運営委員

辞任 補欠

岡本 富夫君 広沢 直樹君

東中 光雄君 不破 哲三君

広沢 直樹君 岡本 富夫君

不破 哲三君 東中 光雄君

地方行政委員

辞任 補欠

三谷 秀治君 寺前 巖君

寺前 巖君 三谷 秀治君

新井 彬之君 林 孝矩君

柴田 睦夫君 不破 哲三君

井上 普方君 山花 貞夫君

小林 進君 上田 卓三君

林 孝矩君 新井 彬之君

不破 哲三君 柴田 睦夫君

外務委員

辞任 補欠

井上 一成君 石橋 政嗣君

高沢 寅男君 井上 普方君

土井たか子君 伊賀 定盛君

井上 普方君 高沢 寅男君

伊賀 定盛君 土井たか子君

石橋 政嗣君 井上 一成君

大蔵委員

辞任 補欠

池端 清一君 岡田 利春君

小平 忠君 高橋 高望君

岡田 利春君 池端 清一君

小平 忠君 高橋 高望君

文教委員

辞任 補欠

湯山 勇君 石橋 政嗣君

伏屋 修治君 二見 伸明君

農林水産委員

辞任 補欠

一島田 琢郎君 川俣健二郎君

新盛 辰雄君 石橋 政嗣君

吉浦 忠治君 二見 伸明君

石橋 政嗣君 新盛 辰雄君

川俣健二郎君 島田 琢郎君

二見 伸明君 吉浦 忠治君

農工委員

辞任 補欠

武部 文君 石橋 政嗣君

中村 重光君 藤田 高敏君

長田 武士君 貝沼 次郎君

石橋 政嗣君 武部 文君

藤田 高敏君 中村 重光君

貝沼 次郎君 長田 武士君

社会労働委員

辞任 補欠

金子 みつ君 藤田 高敏君

川本 敏美君 石橋 政嗣君

工藤 晃君 小林 正巳君

石橋 政嗣君 川本 敏美君

藤田 高敏君 金子 みつ君

小林 正巳君 工藤 晃君

山原健二郎君 不破 哲三君

石橋 政嗣君 湯山 勇君

二見 伸明君 伏屋 修治君

不破 哲三君 山原健二郎君

昭和五十三年三月二日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

通信委員

辞任

藤原ひろ子君
不破 哲三君

補欠

不破 哲三君
藤原ひろ子君

建設委員

辞任

伊賀 定盛君
波部 行雄君
谷口 是巨君
岡田 利春君
土井たか子君
林 孝矩君

補欠

土井たか子君
岡田 利春君
林 孝矩君
波部 行雄君
伊賀 定盛君
谷口 是巨君

予算委員

辞任

石野 久男君
石橋 政嗣君
岡田 春夫君
小林 進君
藤田 高敏君
横路 孝弘君
貝沼 次郎君
林 孝矩君
二見 伸明君
河村 勝君
不破 哲三君
小林 正巳君
岡田 利春君
金子 みつ君

補欠

横山 利秋君
武部 文君
村山 喜一君
太田 一夫君
金子 みつ君
上田 卓三君
春田 重昭君
谷口 是巨君
吉浦 忠治君
小平 忠君
山原健二郎君
工藤 晃君
池端 清一君
中村 重光君

武部 文君
小平 忠君
太田 一夫君
横山 利秋君
松野 米次郎君
吉浦 忠治君
池端 清一君
松沢 俊昭君
井上 泉君
井上 普方君
川俣健二郎君
島本 虎三君
新盛 辰雄君
坂井 弘一君
谷口 是巨君
小川 省吾君
高沢 寅男君
湯山 勇君
小宮 武喜君
山花 貞夫君
山花 貞夫君
湯山 勇君
小宮 武喜君
山花 貞夫君
山花 貞夫君
井上 一成君
宮田 早苗君
中村 茂君
山口 鶴男君
春田 重昭君
山原健二郎君
井上 一成君
川崎 寛治君

新盛 辰雄君
小宮 武喜君
島本 虎三君
松沢 俊昭君
坂井 弘一君
伏屋 修治君
渡部 行雄君
井上 泉君
小川 省吾君
高沢 寅男君
島田 琢郎君
山口 鶴男君
湯山 勇君
石田幸四郎君
新井 彬之君
米田 東吾君
山花 貞夫君
井上 一成君
宮田 早苗君
山本 政弘君
中村 茂君
米沢 隆君
川崎 寛治君
田畑政一郎君
長田 武士君
柴田 睦夫君
川本 敏美君
小川 仁一君

議院運営委員

辞任

上田 卓三君
山花 貞夫君
山本 政弘君
春田 重昭君
井上 普方君
石野 久男君
横路 孝弘君
貝沼 次郎君

補欠

横路 孝弘君
石野 久男君
井上 普方君
貝沼 次郎君
山本 政弘君
山花 貞夫君
上田 卓三君
春田 重昭君

(議案提出)

一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

一、昨日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

森林組合法案
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、北海道管轄林局の支局の設置に関し承認を求

めるの件

(議案付託)

一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

以上二件 地方行政委員会 付託

昭和五十二年度一般会計予備費使

用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和五十二年度特別会計予備費使

用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和五十二年度特別会計予算総則

第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

以上三件 決算委員会 付託

一、昨一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、北海道管林局の支局の設置に関し承認を求めの件(内閣提出、承認第三号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る二月二十八日、参議院に送付した内閣提

出案は次のとおりである。

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

環境庁設置法の一部を改正する法律案(議案通知書受領)

一、昨一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

押野電気労使紛争に関する質問主意書(川口大助君提出)

(審判通知書受領)

一、去る二月二十八日、内閣から、衆議院議員川保健二郎君提出植物新品種の保護に関する質問

に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年三月二十五日まで回答する旨の国会法第七十五

條第二項後段の規定による通知書を受領した。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和五十二年十月十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定空港の周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

(特定空港の指定等)

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)

第二条第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

2 前項の規定による指定があつたときは、当該特定空港の設置者は、運輸省令、建設省令で定めるところにより、おおむね十年後における当該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度並びに当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害の防止のための措置の概要を明示し、次条第一項に規定する基本方針を定めるべ

きことを要請しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項と著しく異なることとなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

3 特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね十年後における当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度について調査を行うものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項

二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項

三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの

整備に関する基本的事項

- 3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸省令、建設省令で定めるところにより、当該基本方針の案を公表しなければならない。
- 4 前項の規定による公表があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から起算して二週間以内に、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。
- 5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都府県の区域にわたるときは関係都府県知事に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なければならぬ。この場合において、運輸大臣及び建設大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 都道府県知事は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。

- 防止特別地区
- 第四条 特定空港の周辺で都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内の地域においては、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができる。
- 2 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。
 - 3 航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。
 - 4 航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。
- (航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等)
- 第五条 航空機騒音障害防止地区(航空機騒音障害防止特別地区を除く)内において次に掲げる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ)の建築(同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ)をしようとする場合においては、当該建築物は、政令で定めるところにより、防音上有効な構造としなければならない。
- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院
 - 三 住宅
 - 四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの
 - 2 航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号に掲げる建築物の建築をしなければならない。ただし、都道府県知事が、公益上やむを得ないと認め、又は航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に建築をすることが困難若しくは著しく不適当であると認めて許可した場合は、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の許可には、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な限度において、建築物の構造又は設備に関し条件を付けることができる。
 - 4 航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた建築については、第二項の規定は、適用しない。
 - 5 前各項の規定は、建築物の用途を変更して第一項各号に掲げる建築物のいづれかとしようとする場合について準用する。
- (違反建築物に対する措置)
- 第六条 都道府県知事は、前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反した建築物又は同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定により許可に付られた条件に違反した建築物については、当

- 該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の模様替その他これらの規定に対する違反又は許可に付られた条件に対する違反を是正するために必要な措置(以下「建築物の模様替等」という。)を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の移転、除却又は用途の変更(以下「建築物の移転等」という。)をすべきことを命ずることができる。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定により建築物の模様替等又は建築物の移転等を命じようとするときは、これらの措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じない場合は、この限りでない。
- (損失の補償)
- 第七条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による利益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、特定空港の設置者と当該土地の所有者その他の権

原を有する者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、特定空港の設置者又は当該土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地の買入れ)

第八条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による利益の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買入れれるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(移転の補償等)

第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等

の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れれることができる。

(買入れた土地の管理等)

第十条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第四項及び同法第十九条において準用する同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、国である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

3 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(国の援助等)

第十一条 国は、基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に対し、財政上及び金融上に援助に努めなければならない。

2 特定空港の設置者は、基本方針に適合し、かつ、航空機の騒音により生ずる障害の防止に資すると認められる施設の整備を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その整備に要する経費の一部を補助することができる。

(罰則)

第十二条 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

障害の防止等に関する法律の一部改正

2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

3 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第十条の規定は、前項の規定により買入れられた土地について準用する。

第九条の第三項中「市街化されており、又は市街化すると予想される」を「市街化されている」に改める。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区

又は航空機騒音障害防止特別地区第十三条第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十五条第一項第二号中「第十二号まで」の下に「及び第十五号」を加える。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十三号中「第九条第二項」の下に「又は特定空港周辺航空機騒音対

策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第八
八条第一項若しくは第九条第二項」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七
号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項第十号の六の次に次の
一号を加える。

十の七 特定空港周辺航空機騒音対策特別措
置法(昭和五十二年法律第 号)の施行
に関する事務を管理すること。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)
の一部を次のように改正する。

第三条第六号の七の次に次の一号を加える。
六の八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措
置法(昭和五十二年法律第 号)の施行
に関する事務を管理すること。

第四条第四項中「第六号の七及び第七号」を
「及び第六号の七」に改める。

理由

都市における空港周辺地域の航空機の騒音によ
り生ずる障害の実態にかんがみ、当該地域につい
て、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あ
わせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、航
空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する
規制その他の特別の措置を講ずる必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案
(内閣提出、第八十二回国会閣法第八号)に
関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都市における空港周辺地域の航空機
の騒音により生ずる障害の実態にかんがみ、当
該地域について、航空機の騒音により生ずる障
害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利
用を図るため、航空機騒音対策基本方針の策
定、土地利用に関する規制その他の特別の措置
を講じようとするもので、その主な内容は次の
とおりである。

(一) 特定空港の指定等

- 1 空港整備法に規定する空港であつて、お
おむね十年後においてその周辺の広範囲な
地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこ
ととなり、かつ、その地域において宅地化
が進むと予想されるため、その周辺につい
て航空機の騒音により生ずる障害を防止
し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を
図る必要があると認められるものは、政令
で特定空港として指定する。
- 2 特定空港の設置者は、おむね十年後に
おける当該特定空港の施設の概要、当該特
定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶ
こととなる地域及び当該地域における航空

機の騒音の程度並びに当該特定空港の設置
者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害
の防止のための措置の概要を示して、当該
地域を管轄する都道府県知事に対し、航空
機騒音対策基本方針を定めるべきことを要
請しなければならない。

(二) 航空機騒音対策基本方針の策定等

- 1 都道府県知事は、特定空港の設置者の要
請があつたときは、政令で定めるところに
より、特定空港の周辺で航空機の著しい騒
音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的
に土地利用を図るべき地域について、航空
機騒音対策基本方針(以下「基本方針」と
いう。)を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を
定めるものとする。

- (1) 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒
音障害防止特別地区の位置及び区域に関
する基本的事項
- (2) 航空機の騒音により生ずる障害の防止
に配慮した土地利用に関する基本的事項
- (3) 航空機の騒音により生ずる障害の防止
に必要な施設、生活環境施設、産業基盤
施設その他の施設であつて政令で定める
ものの整備に関する基本的事項

- 8 都道府県知事は、基本方針を定めようと
するときは、当該基本方針の案を公表する
とともに、関係市町村長の意見を聴き、か

つ、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なけ
ればならない。

右の基本方針の案の公表があつたとき
は、関係市町村の住民及び利害関係人は、
都道府県知事に意見書を提出することがで
きる。

(三) 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障
害防止特別地区

- 1 特定空港の周辺で都市計画区域内の地域
においては、都市計画に航空機騒音障害防
止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を
定めることができる。
- 2 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音
障害防止特別地区に関する都市計画は、基
本方針に基づいて定めなければならない。

(四) 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障
害防止特別地区内における建築の制限等

- 1 航空機騒音障害防止地区(航空機騒音障
害防止特別地区を除く。)内において住宅
学校、病院等(以下「住宅等」という。)の建
築をしようとする場合においては、当該建
築物は、防音上有効な構造としなければな
らない。
- 2 航空機騒音障害防止特別地区内において
は、当該地区に関する都市計画が定められ
た際、既に建築に着手していた場合及び都
道府県知事が、公益上やむを得ないと認
め、又は当該地域以外の地域に建築をする

ことが困難若しくは著しく不適當であると認めて許可した場合を除き、住宅等の建築をしてはならない。

(四) 損失の補償
 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について住宅等の建築制限により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(内) 土地の買入れ
 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から住宅等の建築制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れらるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を、時価で、買入れらるものとする。

(ロ) 移転の補償等
 1 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する住宅等及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件の所有者がこれらの建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定空港の設置者は、前項による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れらるることができる。

(イ) 買入れられた土地の管理等
 1 特定空港の設置者は、買入れられた土地については、この法律の目的に適合するよう管理しなければならない。

2 国である特定空港の設置者は、買入れた土地を地方公共団体が公園、広場等の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

(ウ) 国の援助等
 1 国は、基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に対し、財政上及び金融上の援助に努めなければならない。

2 特定空港の設置者は、基本方針に適合し、かつ、航空機の騒音により生ずる障害の防止に資すると認められる施設の整備を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その整備に要する経費の一部を補助することができる。

(エ) その他
 1 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 違反建築物に対する措置、罰則その他その要の規定を設ける。

二 議案の修正議決理由

本案は、都市における空港周辺地域の航空機の騒音により生ずる障害の実態にかんがみ、当該地域について、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るための措置として適切なものと認め、原案附則中の本法律案の法律番号に関する公布年については改める必要があるため、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十三年二月二十八日

運輸委員長 増岡 博之
 衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕
(小字及び一は修正)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

第一条 この法律は、特定空港の周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、

あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

(特定空港の指定等)

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)

第二条第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺において航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

2 前項の規定による指定があつたときは、当該特定空港の設置者は、運輸省令、建設省令で定めるところにより、おおむね十年後における当該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度並びに当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害の防止のための措置の概要を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、次条第一項に規定する基本方針を定めるべきことを要請しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項と著しく異なることとなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

3 特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね

十年後における当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度について調査を行うものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項

二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用に関する基本的事項

三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸省令、建設省令で定めるところにより、当該基本方針の案を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から起算して二週間以内、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都府県の区域にわたるときは関係都府県知事に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なければならない。この場合において、運輸大臣及び建設大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。

(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区)

第四条 特定空港の周辺で都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内の地域においては、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができる。

2 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。

3 航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

4 航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等)

第五条 航空機騒音障害防止地区(航空機騒音障害防止特別地区を除く。)内において次に掲げる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築(同条第十三号に規定する建築物をいう。以下同じ。)をしようとする場合においては、当該建築物は、政令で定めるところにより、防音上有効な構造としなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院
三 住宅
四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの

2 航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号に掲げる建築物の建築をしてはならない。ただし、都道府県知事が、公益上やむを得ないと認め、又は航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に建築をすることが困難若しくは著しく不適当であると認めて許可した場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の許可には、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な限度において、建築物の構造又は設備に関し条件を付けることができる。

4 航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた建築については、第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、建築物の用途を変更して第一項各号に掲げる建築物のいずれかとしてしようとする場合について準用する。

(違反建築物に対する措置)
第六条 都道府県知事は、前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物又は同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付られた条件に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の模様替その他これらの規定に対する違反又は許可に付られた条件に対する違反を是正するために必要な措置(以下「建築物の模様替等」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した

建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の移転、除却又は用途の変更(以下「建築物の移転等」という。)をすべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により建築物の模様替等又は建築物の移転等を命じようとするときは、これらの措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じない場合は、この限りでない。

(損失の補償)
第七条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による用途の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、特定空港の設置者と当該土地の所有者その他の権原を有する者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、特定空港の設置者又は当該土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地の買入れ)
第八条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による用途の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(移転の補償等)

第九條 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に關する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五條第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他の土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定空港の設置者は、前條第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができ(買入れた土地の管理等)

第十條 特定空港の設置者は、第八條第一項又は前條第二項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八條第四項及び同法第十九條において準用する同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、國である特定空港の設置者は、第八條第一項又は前條第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができ

3 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(國の援助等)

第十一條 國は、基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に対し、財政上及び金融上の援助に努めなければならない。

2 特定空港の設置者は、基本方針に適合し、かつ、航空機の騒音により生ずる障害の防止に資すると認められる施設の整備を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その整備に要する経費の一部を補助することができる。

(罰則)
第十二條 第六條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三條 第五條第二項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科す。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)
2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の一項を加える。
3 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第十條の規定は、前項の規定により買入れられた土地について準用する。

第九條の三第一項中「市街化されており、又は市街化すると予想される」を「市街化されている」に改める。

都市計画法の一部改正)
3 都市計画法の一部を次のように改正する。
第八條第一項に次の一号を加える。
十五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第四條第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区(第十三條第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。
第十五條第一項第二号中「第十二号まで」の下に「及び第十五号」を加える。

(地方税法の一部改正)
4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第二十三号中「第九條第二項」の下に「又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第八條第一項若しくは第九條第二項」を加える。
(運輸省設置法の一部改正)
5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。
第二十八條の二第一項第十号の六の次に次の一号を加える。
十の七 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に關すること。

(建設省設置法の一部改正)
6 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第六号の七の次に次の一号を加える。
六の八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四條第四項中、「第六号の七及び第七号」を「及び第六号の七」に改める。

は市街化すると予想される」を「市街化されている」に改める。

(別紙)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。
一 特定空港周辺の關係地方公共団体、住民代表等の關係者により航空機騒音対策等のための協議会を設置すること。
二 先住者の住宅の改築等に対する本法による防音構造の義務づけについては、当該防音構造に係る経済的負担に対する助成を図ること。
右決議する。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律
右
國會に提出する。
昭和五十三年二月十四日
内閣総理大臣 福田 赳夫

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律
沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第一條中「供給して」を「供給すること等により」に、「行なう金融」を「行なう金融及び民間の投資」に改める。
第十九條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 沖繩において次に掲げる事業を営む者に対して、主務大臣の認可を受けて、当該事業に係る設備(航空機、船舶及び車両を含む。)の取得、改良若しくは補修に伴い必要な長期資金若しくは沖繩の産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な長期資金を出資し、又は当該資金に係る債務を保証する。

昭和五十三年三月二日 衆議院會議録第十号 沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

公庫の場合に改める。

理由

沖繩における産業の振興開発に資するため、沖繩振興開発金融公庫に対して、従来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、沖繩における産業の振興開発に資するため、沖繩振興開発金融公庫の機能の拡充を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 沖繩における産業の振興開発に資するため、沖繩振興開発金融公庫に従来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与すること。
- 2 出資機能及び債務保証機能を付与することに伴い、公庫の経営の健全性を確保するため、出資及び債務保証することができる限度を設けること。
- 3 出資及び債務保証に関する業務の方法を、業務方法書に定めること。
- 4 以上の改正に伴い、公庫の予算及び決算に関する法律について、所要の改正を行うこと。
- 5 この法律は、公布の日から施行すること。

議案の可決理由

沖繩における産業の振興開発に資するため、沖繩振興開発金融公庫に対して、従来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与しようとする本案の趣旨を妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十三年度において本公庫は、産業投資特別会計からの出資金一億円を原資として、民間に対する出資一億円を予定している。

昭和五十三年二月二十八日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 竹本 孫一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法施行に当たつて、政府は、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一 沖繩振興開発金融公庫の運営については、地元の意向を十分反映させるよう努めること。
- 二 沖繩振興開発金融公庫の出資及び債務保証については、伝統工芸を含む地場産業の保護育成及び雇用の拡大が図られるよう留意するとともに、県内の既存企業を圧迫することとならないよう配慮すること。

ること。

- イ 農林畜水産物の加工度の高い工業
- ロ 鉱業
- ハ 産業の振興開発に係る交通運輸業
- ニ 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業

ホ イからニまでに掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの

第十九条第一項第二号中「行ない」を「行い」に改め、同項第三号中「行なう」を「行い」に、「附随」を「付随」に改め、同項第五号及び第七号中「行なう」を「行い」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(出資及び債務保証の限度)

第十九条の二 公庫は、前条第一項第一号の二の規定による出資の額の総額と同号の規定による保証に係る債務の現在額との合計額が第四条に規定する資本金の額を超えることとなる場合には、新たに同号の規定による出資又は債務保証をしてはならない。

第二十二條第二項第一号の次に次の二号を加える。

- 一の二 出資の相手方、出資金額の限度、出資の方法、出資により取得した株式の処分等出資に関する業務の方法
- 一の三 債務の保証に係る資金の使途、相手方、利率、期間、履行方法等債務の保証に関する業務の方法

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「北海道東北開発公庫の場合」を「北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫の場合」に改める。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 107
電話 東京 五八二 四四二(六代)